

販路開拓を目指す中小企業を支援します！ ～茅ヶ崎市販路開拓等事業補助金～

茅ヶ崎市では、市内企業自慢の商品や技術の販路拡大・販売促進を支援するため、国内・外の展示会等の出展にかかる費用の一部を補助しています。

補助対象者	市内の中小企業（中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業）
申請方法	展示会開催の14日前までに提出
提出書類	補助金交付申請書、事業実施計画書、市税完納確認書、その他出展する展示会内容や出展小間料等がわかる書類（出展者募集要項など）

（※詳しくは、裏面をご覧ください。）

補助対象事業			補助金額		
			補助対象経費 ※租税公課は除く	補助率	補助上限額
①	国内の 展示会等	産業用ロボットもしくはサービスロボットまたはその他ロボット関連技術を出展する場合	出展小間料、その他経費 (会場設備費、輸送経費、アドバイス料等)	1/3 (千円未満切捨)	10万円
②		①以外の場合	出展小間料		5万円
③	海外の展示会等		出展小間料、その他経費 (会場設備費、輸送経費、通訳・アドバイス料等)		10万円

※ 下記のいずれかに当てはまる場合は、補助金の申請をすることはできません。

- 市が主催または共催する展示会等に出展する場合
- 国、地方公共団体その他機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受ける場合
- 販売行為を主とする物産展等に出展する場合

※ 一社あたり、年度内に1回のみの利用とします。

※ 補助金の予算額に限りがあるため、年度内であっても、予算額に達した時点で受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

茅ヶ崎市ホームページにも情報を掲載しています。



◆申請のながれ

出展前 補助金申請

以下の書類を、展示会参加初日の14日前までに産業観光課へご提出ください。

- 補助金交付申請書^{HP}
- 事業実施計画書^{HP}
- 市税完納確認書（市収納課に持参し、確認）^{HP}
- 展示会関係資料（パンフレット、募集要項など展示会の概要と出展小間料のわかるもの）
- 出展内容関係資料（会社案内、製品パンフレットなど）
- 茅ヶ崎市内で事業を営んでいることがわかる書類（e-Tax受信通知等で受付日を確認できる確定申告書など）

出展前 補助金交付決定

審査の結果、交付が決定すると、補助金交付決定のお知らせをお送りします。

出展 展示会出展

★展示会の出展ブースの写真を忘れないように、お取りください。実績報告で必要です。

出展後 実績報告

以下の書類を、産業観光課までご提出ください。提出期限は展示会終了日から30日後又は3月31日のいずれか早い日までとなります。

- 実績報告書^{HP}
- 事業実施報告書^{HP}
- 請求書^{HP}
- 当日の出展ブースの写真、様子の写真
- 出展小間料を支払ったことがわかる資料（領収書やインターネットバンキングの振込画面等）

出展後 補助金支払

報告書一式を提出後おおむね1か月～1か月半後に振込となります。

※^{HP}の書類は、市ホームページからダウンロードできます。



【問い合わせ先】

茅ヶ崎市 経済部 産業観光課 産業振興担当

住 所：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

電 話：0467-81-7144（直通）

F A X：0467-57-8377

◆Q&A

Q1. 補助対象となる業種の指定はあるのか？

異業種連携や他分野進出を促進する観点から、業種に制限は設けていません。

Q2. 補助対象となる展示会は、どのようなものか？

事業年度内に開催される商品・サービス・情報などを展示、宣伝するための展示会で、基本的に開催場所、開催規模に制限は設けていません。ただし、展示会において販売行為をとまなう、いわゆる即売会や物産展は対象外です。

Q3. 補助金の計算方法は？

（例1）産業用ロボットを出展対象とする国内展示会に、自社で開発したロボットを出展する。

所要経費は、(1)出展小間料 30 万円（1 小間）・(2)出展品輸送費 6 万円。

→ (300,000+60,000) × 1/3 = 12 万円 > 上限 10 万円 ⇒ **補助額は10万円**

（例2）国内の菓子見本市に、自社で製造・販売しているお菓子を展出する。

所要経費は、(1)出展小間料 20 万円（1 小間）・(2)装飾費 4 万円。

→ 200,000 × 1/3 = 66,000 円（千円未満切捨） > 上限 5 万円 ⇒ **補助額は5万円**

（※この例の場合、1 ページ目表内②に該当するため、「装飾費 4 万円」は補助対象経費になりません。）

Q4. 納税関係の条件はあるか？

納期限の到来している市税（※）に滞納が無く、必要な申告をしていることが条件です。

（※）法人（または個人）市市民税、固定資産税・都市計画税など

Q5. 複数小間で出展する場合は、すべてが補助対象経費となるのか？

複数小間で出展することで、より大きな効果を得られることを期待されるため、複数の出展小間料も補助対象とします。ただし、1 回あたりの上限額は変わりません。

Q6. 複数の企業で共同出展する場合の取り扱いはどうなるか？

共同出展も対象としますが、補助対象経費の支払いに関して客観的に書類等により証明することができ、負担割合などに合理性が認められる場合に限りです。

Q7. 海外での展示会出展で、諸費用を外貨で支払った場合の計算はどうすればいい？

外貨払いをしている経費については円換算をするため、支払時（領収書の日付）のレートが確認できるものを提出していただきます。

Q8. 他の自治体や公的機関からの同じような補助を受けている場合はどうなるか？

他の自治体や公的機関などから金銭支援を受けている場合は、本補助金の交付対象となりません。

Q9. オンラインでの出展も対象となりますか？

対象となります。ただし、オンライン出展の場合は原則として人の移動が伴わないため、国内・海外問わず「国内の展示会等」の扱いとします。